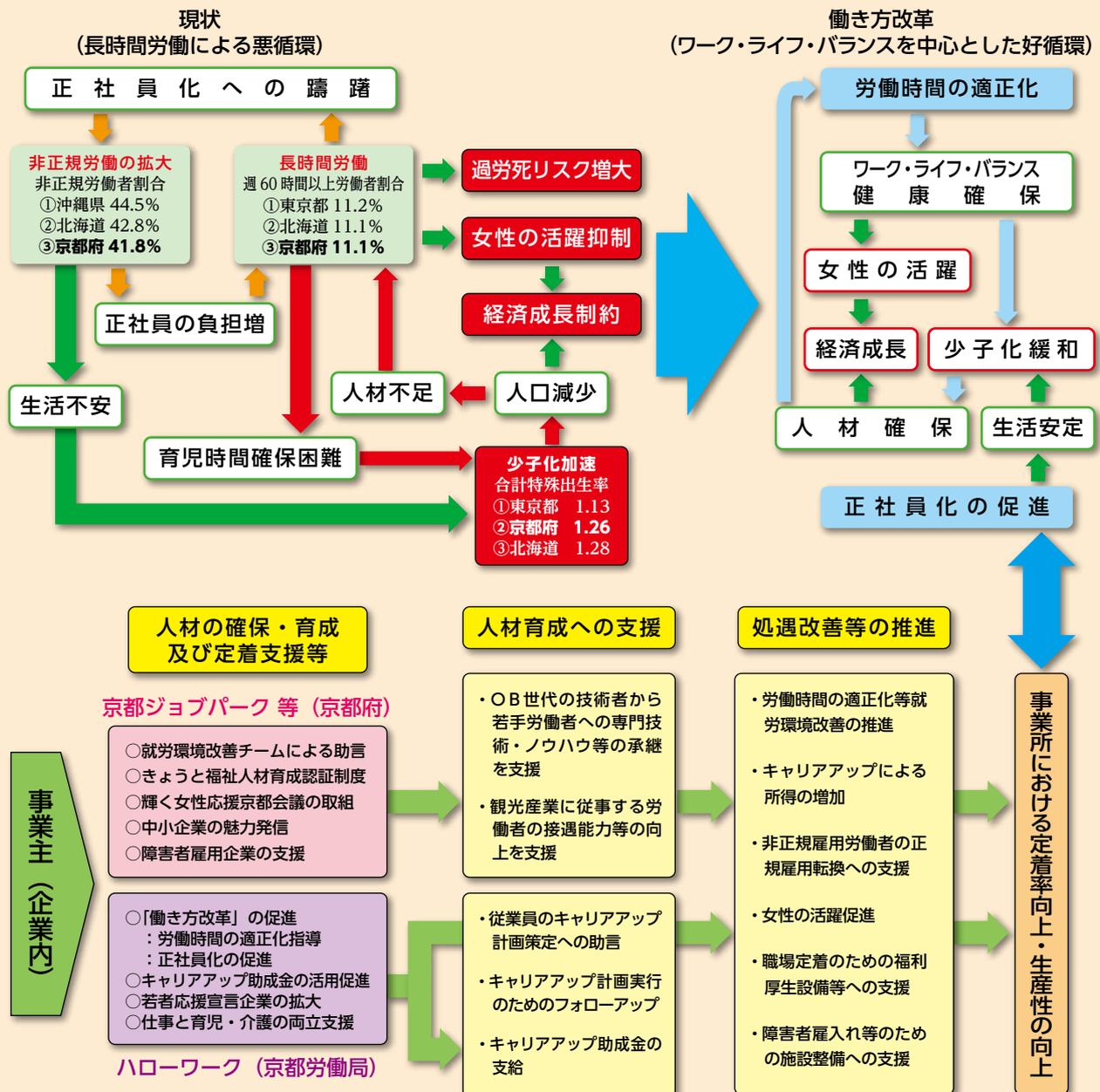


平成27年度 京都労働局雇用施策実施方針 (概要版)

京都府における現状を踏まえた「働き方改革」



平成27年度の主な雇用施策	1・2
平成28年3月中学校・高等学校卒業予定者の求人申込を！！	3
学卒求人説明会開催スケジュール.....	4
6月10日～6月19日は「公正採用選考推進旬間」です	4
企業内人権啓発推進員の設置について.....	5
高齢者・障害者雇用状況報告にご協力を！.....	6
障害者就業・生活支援センターが実施する職場実習にご協力を！.....	6
特別支援学校等卒業予定者に職場実習・雇用の場を！.....	6
キャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金について.....	7・8
正社員求人の申込みをご検討ください.....	9
6月は「外国人労働者雇用問題啓発月間」です.....	10
雇用保険手続を電子申請で行ってみませんか？.....	11・12
労働保険の年度更新手続について.....	13
平成27年度京都府内で実施する職業訓練定員数を決定	14
京都府の雇用失業情勢.....	15

平成27年度の主な雇用施策

現状と課題

- 週間就業時間 60 時間以上の労働者の割合が全国で 3 番目に高い
- 非正規雇用労働者の割合が全国で 3 番目に高い
- 合計特殊出生率が全国で 2 番目に低く少子化進展が早い
- 中小企業や福祉分野などにおける人手不足が深刻化
- 何らかの課題を抱えた求職者の滞留

- 働き方の見直しを促進するなど就労環境の改善等による
「働きやすく魅力ある職場づくり」
- 何らかの課題を抱える求職者への職業能力の開発等による
「人づくり」

重点施策

京 都 府

- 京都ワーク・ライフ・バランスセンターの取組や「就労環境改善チーム」により、企業への意識啓発による長時間労働の削減と仕事と生活の調和の実現を図ります。
- 「きょうと福祉人材育成認証制度」の推進により福祉分野の雇用管理改善に取り組めます。
- 「京都少子化対策総合戦略会議」を開催し、実効性の高い少子化対策に取り組めます。
- 「輝く女性応援京都会議」を開催し、経済団体と行政が連携して女性の活躍を促進します。

京都労働局

- 「京都働き方改革推進戦略会議」を開催し、企業の自主的な働き方の見直しを促進します。
- 長時間労働による健康障害防止のための監督指導を重点的に実施します。
- キャリアアップ助成金の積極的な活用を促し、非正規労働者の正規雇用への転換を図ります。
- 「多様な正社員制度」の普及・拡大等による非正規雇用労働者の正社員化を促進します。
- 男女雇用機会均等法に沿った雇用管理やポジティブ・アクションの一層の促進に取り組めます。

働き方改革 のための対策

- 就労環境の改善に向けた取組
- 非正規雇用労働者の正規雇用への転換や処遇の改善の促進
- 人手不足が深刻化している福祉分野における雇用管理改善の推進
- 少子化対策の推進
- 女性の活躍促進

企業内人材育成 のための対策

- 生産性の向上に資する在職者訓練メニューの拡充を図ります。

- キャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成金の活用による処遇の改善
- 生産性向上に資する在職者訓練による能力開発

- キャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成金の活用を促し、企業内での人材育成を促進します。

- 「京都府若者の就職等の支援に関する条例（仮称）」に沿った対策に取り組みます。
- 京都新卒応援ハローワークと緊密に連携し、ニーズに応じた就職支援と定着支援に取り組みます。
- 「京都キャリア教育推進協議会」の活動を通じて大学生等の早期のキャリア形成を支援します。
- 就労環境や処遇の改善などに取り組み、新規学卒者の就職3年以内の離職率の過去最低水準を目指します。
- 京都ジョブナビ等により中小企業の魅力発信、人材確保、新規学卒者への広報活動を支援します。
- 京都J Pカレッジの実施や、地域若者サポートステーションとの連携により、きめ細かな就職支援を行います。

若者の活躍促進

- 次代を担うべき若者への総合的支援
- 職場への定着支援、早期離職の防止
- 大学生等の就職・採用活動時期の変更に伴う対応
- 中小企業の人材確保に向けた取組
- 「ニート」に対する就職支援

- 「青少年の雇用対策を推進するための関係法律の整備等に関する法律（仮称）」に沿った各種対策に取り組みます。
- 京都ジョブパークと緊密に連携し、若者のニーズに応じた就職支援と定着支援に取り組みます。
- 「在職者向け相談窓口」において「使い捨て」が疑われる企業等への対応を図ります。
- 大学生等の就職・採用活動開始時期変更の円滑な実現に向け、企業等に対し周知・啓発を図ります。
- 「若者応援宣言企業」の普及拡大に努め、中小企業の魅力を発信します。
- 地域若者サポートステーションと連携し、きめ細かな就職支援を実施します。

就職支援の推進

- 効果的・効率的な職業訓練の実施による就職支援
- 京都労働局と京都府との一体的総合就業支援施策の実施
- U・I・Jターンによる就職支援
- 中高年齢者、障害者に対する就職支援、生活保護受給者等に対する就労・生活支援

- 京都労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構との国・府一体人づくり事業の実施に関する協定に基づき、様々な求職者のニーズに合った効果的・効率的な職業訓練を実施します。
- 京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて、利用者の様々なニーズに応じたワンストップ型の就業支援を行います。
- 「京都しごと支援プロジェクト事業」により、都市部においてU・I・Jターンを希望する人材と、地域の中小企業とのマッチングを図ります。
- 中高年齢者や生活保護受給者、障害のある求職者等に対し、京都労働局や関係機関と連携し、きめ細かな就職支援等を行います。
- 障害者雇用企業サポートセンター（仮称）を設置し、障害者雇用に意欲のある企業を支援します。

- 京都府、高齢・障害・求職者雇用支援機構との国・府一体人づくり事業の実施に関する協定に基づき、様々な求職者のニーズに合った効果的・効率的な職業訓練を実施します。
- 訓練等の支援が必要な求職者に対し、適格な職業訓練受講あっせんにも努め、受講者に対し、就職・職場定着までの一貫した支援を行います。
- 京都ジョブパーク及び北京都ジョブパーク内のハローワークコーナー等において、利用者の様々なニーズに応じた就業支援を、京都府と一体的に行います。
- 中高年齢者や生活保護受給者、障害のある求職者等に対し、京都府や関係機関と連携し、きめ細かな就職支援等を行います。
- 「地方就職希望者活性化事業」により 都市部においてU・I・Jターンを希望する人材と、地域の中小企業とのマッチングを図ります。

平成28年3月中学校・高等学校卒業 予定者の求人申込を!!

新規高等学校卒業者の就職状況

	求人数	就職希望者数	就職者数
平成27年3月卒	4,385人	1,755人	1,732人
平成26年3月卒	3,480人	1,655人	1,624人
平成25年3月卒	3,020人	1,702人	1,669人
平成24年3月卒	3,007人	1,722人	1,676人

※就職希望者数、就職者数は、学校又は安定所紹介を希望する者の取扱い数

資料出所:京都労働局職業安定部

平成28年3月新規中学・高等学校卒業予定者を対象とする求人申込は、6月20日から事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）で受付が開始されます。

- ① 求人申込は、人事権（採用権）のある事業所単位でお申し込みください。
- ② 求人申込は、必ず事業所の採用・人事責任者（社会保険労務士を含む。）が、ハローワークにお越しいただきお申し込みください。
- ③ 求人は男女雇用機会均等法、雇用対策法の趣旨をご理解のうえ、適正な採用計画を立てていただき、職種ごとに作成してください。
- ④ 求人数は、必ず採用できる人数を記入してください。
- ⑤ 求人条件は、入業時の条件をできる限り詳細に記入してください。
- ⑥ 新規学校卒業者を対象とする求人申込期間・選考日等については、下表のとおり定められています。
- ⑦ 高卒用求人については、求人申込書（高卒）をご提出いただきますとハローワークにて求人票を作成し、確認印を押してお返ししますので、7月1日以降に各高等学校に提出してください。

※平成28年3月卒業予定の京都府内の高校生について、10月15日までは従来どおり1人1社制とし、10月16日以降は複数応募（1人2社）が可能となっております。つきましては、求人申込の際、10月16日以降も応募が単願のみか併願も可能なかを確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

	求人申込期間	選考日	備考
高等学校	平成27年6月20日以降	平成27年9月16日以降	学校への求人票の提出は、7月1日以降にしてください。
大学等	平成27年3月1日以降	平成27年8月1日以降 (正式内定は10月1日以降) をお願いします	各学校へ直接申し込むか、ハローワークへ提出してください。(ハローワーク西陣烏丸御池プラザ京都新卒応援ハローワークでも求人を取次を行っております。)

※大学等には、短期大学校、高等専門学校、専修学校を含みます。

お問い合わせ先 各ハローワークへ

平成28年3月新規学校卒業予定者対象

学卒求人説明会開催

(企業内人権啓発推進員研修会と同時開催)

安定所	開催日時		開催会場
福知山 舞鶴 峰山	6月10日(水)	13:30~	ホテルロイヤルヒル 福知山&スパ 福知山市字土師小字澤居山176
京都西陣	6月11日(木)	13:30~	京都産業会館8階 シルクホール 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町80
伏見 宇治 京都田辺	6月12日(金)	14:00~	宇治市文化センター 宇治市折居台1丁目1番地
京都七条	6月15日(月)	14:00~	テルサホール 京都市南区東九条下殿田町70

毎年

6月10日~6月19日

は

「公正採用選考推進旬間」です

職業安定行政では、従来から基本的人権を尊重した「公正な採用選考」の実施を事業主の皆さまにお願いしているところです。

また、職業安定法に基づく指針においては、原則として収集してはならない求職者等の個人情報について規定されています。

しかしながら、新聞折込を利用した求人広告でJIS規格(標準的参考例)によらない応募書類(履歴書)の提出を求めたり、また、面接の場において、本人に責任のない事項の質問をするなど、就職差別につながるおそれのある事象が起きています。

このような行為は、公正な採用選考のあり方に反するばかりか、求職者等の個人情報を原則として収集してはならないと規定している職業安定法に基づく指針に反し、憲法で保障された基本的人権、職業選択の自由を侵害することにつながるということを、十分にご理解いただくとともに、身元調査は採用内定後におきましても実施されないようお願いします。

来春に向け、大学・短大・専修学校等の卒業予定者の就職活動はすでに始まっており、また、中学校・高等学校卒業予定者を対象とした求人の受付が6月20日から公共職業安定所(ハローワーク)で始まります。

京都労働局では、この新規学卒者の就職にとって大切な時期、毎年6月10日から19日までを「公正採用選考推進旬間」としています。事業主の皆さまにおかれましては、今一度採用選考を見直していただき、今後とも、公正な採用選考システムの確立に向けた積極的な取組をお願いします。

企業内人権啓発推進員の設置について

京都労働局では、「京都人権啓発行政連絡協議会」の構成機関として、企業内における人権問題の正しい理解を深め、就職の機会均等を確保するため、京都府内の従業員30人以上の各事業所に対して、「企業内人権啓発推進員」の設置をお願いしております。（従業員30人未満の場合も設置できます。）

平成27年6月1日

企業代表者 殿

京都人権啓発行政連絡協議会

【構成機関】 京都地方法務局 近畿財務局京都財務事務所
京都労働局 近畿農政局 近畿経済産業局 近畿運輸局
近畿地方整備局 京都府 京都市

企業内人権啓発推進員の設置について(御依頼)

初夏の候 貴社におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、人権擁護活動に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国・地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施する責務を有すると規定されています。この法律に基づき、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように、人権に関わる啓発活動が展開されているところであります。

しかしながら、社会には今なお同和問題など様々な人権問題が存在するとともに、国際化の進展や人々の価値観の多様化に伴って、インターネットによる人権侵害などの新たな問題も生じております。

当協議会におきましては、このような状況を厳しく受け止め、企業対象の人権研修をはじめ、人権擁護思想の普及・高揚に向けて、今後、取組を一層強化して参る所存であります。

つきましては、企業の皆さま方におかれましては国民の責務として、また企業の社会的責任を果たすという立場から、従業員教育のための研修や公正な採用選考等をはじめとする人権問題の解消のために、引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

特に、企業における具体的取組の一環として、同和問題をはじめとする人権問題の啓発活動を推進していただく「企業内人権啓発推進員」の設置をお願いして参りましたが、未設置の企業におかれましては、この趣旨を御理解いただき、人事・労務等担当責任者の中から「人権啓発推進員」1名を早急に設置していただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

京都労働局職業対策課 ☎075-275-5424



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

事業主の皆さまへ

高年齢者・障害者雇用状況報告にご協力を！

毎年6月1日現在の各企業における高年齢者と障害者の雇用状況等につきましては、それぞれの施策を進める重要な基礎資料として活用するため、厚生労働省が法律に基づき全国一斉の調査を実施しております。特に、障害者の雇用状況報告につきましては、昨年4月1日から法定雇用率が引き上げられたことにより、対象企業規模が50人以上となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

報告用紙を送らせていただきました企業におかれましては7月15日（水）までにハローワークへご提出いただきますようお願いいたします。

障害者就業・生活支援センターが実施する 職場実習にご協力ください！

障害者就業・生活支援センターとは、障害者の職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活の支援を行う機関です。障害者雇用促進法に基づき、都道府県知事が指定した社会福祉法人等により運営されており、国及び都道府県が業務を委託している事業です。

同センターが斡旋する職場実習制度は、雇用契約は交わさずに障害者がどのくらい仕事ができるのを見極めたい場合や障害者と共に働くことについて従業員の理解を促進したい場合等に有効です。

賃金の支払い等、労働基準法上の事業主の責務は発生しません。また、万が一、職場実習中の事故で障害者が負傷した場合は、同センターが加入する損害保険等により補償されます。

特別支援学校等卒業予定者に 職場実習・雇用の場を！

毎年、京都府内の特別支援学校（従来の養護学校）、盲学校、聾学校の卒業予定者のうち100名以上が就職を希望しています。

就職を実現するための第一歩として、職場実習にぜひご協力ください。

特別支援学校等が行う職場実習は、それぞれの企業で実際の作業を2週間程度体験させていただくことにより、本人の適正・能力を判断するとともに、職業・社会生活に必要な能力や態度を身につけることを目的に、学校教育の一環として実施しています。賃金の支払いは必要ありません。

また、万が一の事故に対しては、（独法）日本スポーツ振興センターの保険制度が適用されます。（労災事故とはなりません。）

職場実習・雇用についてのご相談、お問い合わせは、
最寄りのハローワーク又は京都障害者職業相談室（☎075-341-2626）まで
お願いします。

キャリア形成促進助成金

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、
労働者のキャリア形成を効果的に促進 **緑字部分**は拡充された部分

○事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額 ※()は中小企業以外の額
① ものづくり 人材育成訓練	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ア 企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練) イ 企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練) ウ 事業主団体等連携型訓練(事業主団体等と企業が連携して実施する訓練)
		経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○事業主向け

助成内容		助成額 ※()は中小企業以外の額
② 政策課題対応型訓練	① 成長分野等 人材育成コース	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
	② グローバル 人材育成コース	海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
	③ 中長期的キャリア 形成コース	中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
	④ 熟練技能育成・ 承継コース	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
	⑤ 若年人材育成 コース	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
	⑥ 育休中・復職後等 能力アップコース	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
	⑦ 認定実習併用 職業訓練コース	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①のアを除く)
	⑧ 自発的職業能力 開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練
		経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円(400円)
		経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円)
		経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(⑦)：1h当たり600円
		賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3

○事業主団体等向け

助成内容		助成額 ※()は中小企業以外の額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
		経費助成：1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練2/3)

キャリアアップ助成金

緑字部分は平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています

()は中小企業以外の額(多様な正社員コースは中小規模事業主以外)

正規雇用等転換コース

○ 有期契約労働者等を**正規雇用等**に転換または**直接雇用**した場合に助成

① 有期→正規：1人当たり**50万円(40万円)**

② 有期→無期：1人当たり20万円(15万円)

③ 無期→正規：1人当たり**30万円(25万円)**

※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合に助成額を加算

・ 1人当たり30万円(中小企業以外も同額)

※ 母子家庭の母等を転換等した場合に助成額を加算(転換等した日において母子家庭の母等である必要があります)

・ 1人当たり① 10万円、②③ 5万円(中小企業以外も同額)

①～③合わせて1年度1事業所当たり**15人**まで(②を実施する場合は**10人**まで)

多様な正社員コース

- ① 勤務地限定正社員または職務限定正社員制度を新たに規定し適用した場合
- ② 有期契約労働者等を勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員に転換または直接雇用した場合
- ③ 正規雇用労働者を短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れた場合 に助成

- ① 1事業所当たり40万円(30万円)
- ② 1人当たり30万円(25万円)
- ③ 1人当たり20万円(15万円)

※ ①②について、派遣労働者を派遣先で勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員として直接雇用した場合に助成額を加算

・1人当たり15万円(中小規模事業主以外も同額)

※ ①～③について母子家庭の母等を転換等した場合に助成額を加算(転換等した日において母子家庭の母等である必要があります)

・1人当たり10万円(中小規模事業主以外も同額)

①は1事業所当たり1回のみ、②及び③は「週所定労働時間延長コース」と合わせて1年度1事業所当たり10人まで

人材育成コース

○ 有期契約労働者等に次の訓練を実施した場合に助成

- ① 一般職業訓練(Off-JT)
- ② 有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練)
- ③ 中長期的キャリア形成訓練(厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座)(Off-JT)
- ④ 育児休業中訓練(Off-JT)

● Off-JT分の支給額

賃金助成…1人1時間当たり800円(500円)

経費助成…1人当たりOff-JTの訓練時間数に応じた
右表の額

※ 育児休業中訓練は経費助成のみ

	一般・有期実習型・ 育児休業中訓練	中長期的キャリア 形成訓練
100時間未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)
100時間以上 200時間未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)
200時間以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)

● OJT分の支給額

実施助成…1人1時間当たり800円(700円)

1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円

処遇改善コース

○ すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成

- ① すべての有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定した場合
：1人当たり 3万円(2万円)
- ② 一部の賃金テーブル等を増額改定した場合：1人当たり1.5万円(1万円)

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合1事業所当たり20万円(15万円)を加算

1年度1事業所100人まで

健康管理コース

○ 有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成

1事業所当たり40万円(30万円)

1事業所当たり1回のみ

短時間労働者の週所定労働時間延長コース

○ 有期契約労働者等の週所定労働時間を、25時間未満から30時間以上に延長し、社会保険を適用した場合に助成

1人当たり10万円(7.5万円)

「多様な正社員コース」の人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで

お問い合わせ先：事業所管轄ハローワーク
(管轄がハローワーク京都西陣 又は ハローワーク京都七条の場合は京都労働局助成金センター) へ

正社員求人の申込みを ご検討ください

求める人材を確保するためには、
求職者にとって一層 **魅力を感じる** ことができる
求人にしていくことが必要です。



京都府内の**有効求人倍率は1.07倍**(平成27年3月)

有効求職者数 47,843人

有効求人数 51,190人

しかし、京都府内の**正社員募集求人**の

有効求人倍率は0.76倍(平成27年3月)

有効求職者数 32,453人

有効求人数 24,546人

正社員雇用のメリットとは？

★長期にわたる安定した雇用の中で、人材が、有する能力を十分に発揮することが期待できます。

★採用後、長期的視点に立って、人材の指導・育成を計画的に実施できます。

優秀な人材の確保・定着、多様な人材の活用のため
勤務地などを限定した「多様な正社員」を活用しましょう

お問い合わせ先：京都労働局職業安定課 ☎ 075-241-3268 又は 各ハローワークへ

外国人労働者問題啓発月間

6/1(月)～6/30(火)

外国人雇用はルールを守って適正に!

～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を～



外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

 厚生労働省

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

雇用保険手続を

電子申請で行ってみませんか？

電子申請について

雇用保険の主要な手続は総務省が運営するウェブページ「e-Gov 電子申請システム」にアクセスし、オンライン上で行うことができます。

電子申請の主なメリット

いつでも

どこでも

記入ミスや
漏れの防止

時間と
コスト節約

- 1 行政機関の窓口時間にとらわれず「いつでも」申請可能！
- 2 自宅や職場など「どこからでも」申請可能！
- 3 「記入ミス・漏れ防止機能」により申請事務を正確かつ効率的に！
- 4 オンラインにより「窓口へ出向く時間や待ち時間」「費用」を削減！

★これから電子申請で雇用保険手続を始められる方へ

電子申請を始めるためには「電子証明書※」の取得と「使用されるPCの環境設定」が必要です。

※電子証明書……申請者が届出していることを証明するため、届出内容に対して電子的に署名を行う際に必要となります。

既に e-Tax などその他電子申請システムをご利用になられている場合は、その電子証明書が e-Gov 電子申請システムでも使用できる可能性がありますので、電子証明書の発行元にご確認ください。

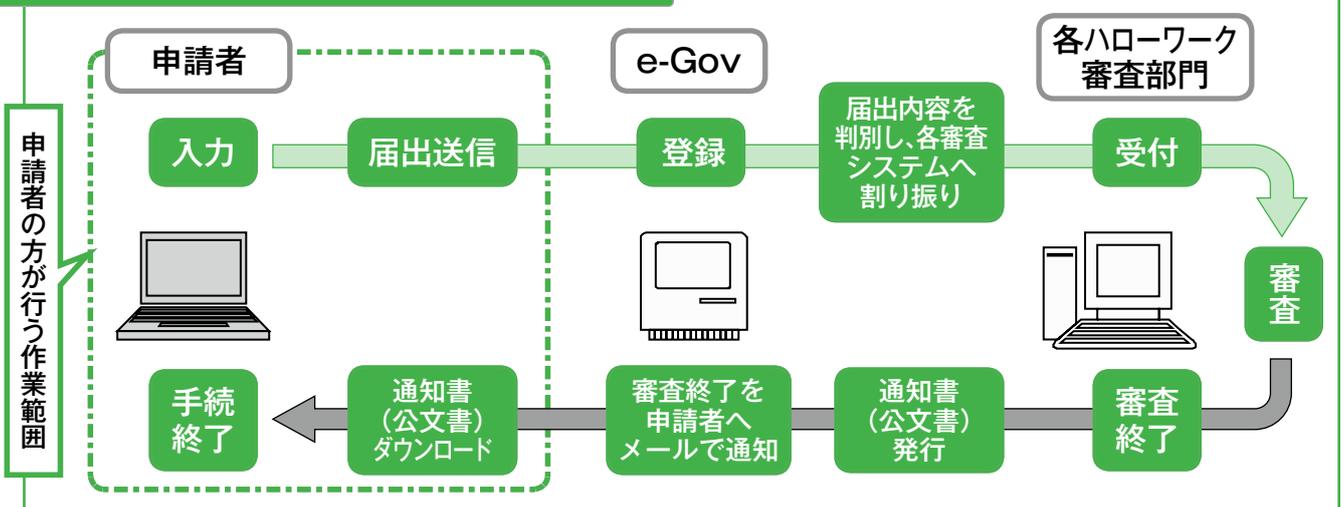
厚生労働省作成の「e-Gov 電子申請事前準備マニュアル」に上記の準備方法が詳細に記載されていますのでそちらをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/dl/jizen01.pdf>

電子申請 準備マニュアル 検索



電子申請で雇用保険手続を行うイメージ



よくあるご質問に対してお答えします。

どのような手続きが電子申請で可能なのでしょうか。

厚生労働省が管轄する届出のほとんどがe-Gov電子申請システムで手続きが可能です。
(雇用保険を含む労働保険関係、社会保険関係、高齢・障害者の雇用状況報告、労働基準関係手続など)
e-Gov電子申請システムのウェブページで電子申請で手続可能かどうかを検索いただけます。



電子申請で手続した場合の申請から公文書の受け取り方法まで手順を知りたいのですが。

e-Gov電子申請のウェブページで、電子申請により雇用保険手続を行った場合の手順を「チュートリアル」方式で紹介しており、手続の一連の画面イメージをご覧ください。事が可能です。

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/index.html>

添付書類は別途郵送する必要はありますか。

必要書類を画像データとして添付することができますので、別途郵送いただく必要はありません。(添付書類に不足がある場合は連絡のうえ送付を求めるともあります。)

申請データの事前準備は可能ですか。また、便利に入力できるような方法はありますか。

e-Gov電子申請システムには申請データが入力途中であっても入力データを一端PCのハードディスクなどに保存しておき改めて当該データを取り込み活用することができますので届出期間前に申請データを事前に作成しておくことが可能です。また、入力項目が同じ届出が複数ある場合は入力データの引用も可能です。

民間のソフトウェア会社が販売する給与計算・労務管理ソフトを導入されていて、そのソフトに電子申請支援機能である「一括申請」や「A P I ※」が搭載されていれば、その機能により簡単に申請データを作成し申請いただけます。その機能の使用方法などは販売元のソフトウェア会社へお尋ねください。

※「A P I (Application Programming Interface)」はe-Gov電子申請システムにアクセスすることなく、アプリから直接申請することが可能な機能です。平成27年4月以降にe-Govとの連携テストが完了したのから順次、A P I 搭載ソフトの販売が開始されます。

電子申請だと時間がかかりますか。

京都労働局では京都府内のハローワークで行っている雇用保険電子申請手続(設置届など一部を除く。)について、申請受理から審査・決定までの事務処理を迅速化するため、平成26年10月1日より京都労働局雇用保険電子申請事務センターで集中して行うことにより、迅速な公文書の交付を行っています。

e-Gov電子申請システムの利用方法の問い合わせ先はどちらですか。

「電子政府利用支援センター」 050-3786-2225 (ビジネスダイヤル)
017-771-9008 (IP電話等をご利用の場合)
受付時間: 【4~7月】平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~17:00
【8~3月】平日、土日祝日 9:00~17:00



その他ご不明な点がございましたら下記まで気軽にご連絡ください。

京都労働局雇用保険電子申請事務センター

〒604-8171 京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2F
☎ 075-277-8606 FAX 075-277-8607

画像・記述は平成27年4月16日時点のものです。e-Gov電子申請システム改修により変更される場合がありますのでご注意ください。

平成27年度

労働保険の年度更新の手続

6/1(月)～7/10(金)までをお願いします

- 労働保険料の算定方法は、4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります。

(算定対象期間)

平成26年度確定保険料…平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

平成27年度概算保険料…平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

- 労働保険料を延納（分割納付）する場合の納付期限については以下のとおりとなります。

(平成27年度)

	3回分割			6/1～9/30までに成立した事業場	
	第1期(初期)	第2期	第3期	第1期(初期)	第2期
期間	4.1～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31	成立した日～11.30	12.1～3.31
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日	成立した日から50日	翌年1月31日

※ 納期限が休日の場合は、翌営業日が納期限となります。

※ 概算保険料総額が40万円以上（労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上）又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合に延納することができます。

- 労働保険事務組合の皆さまは、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月14日、翌年2月14日となります。

また、労働保険事務組合に委託している事業場の皆さまは、労働保険事務組合の指定する期限までとなります。

- 申請することで、労働保険料・一般拠出金について、口座振替により納付することができます。

- 平成27年度は労災保険料率が見直されます。(メリット制を除く)

詳細は京都労働局のホームページでご確認ください。

URL… <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

雇用保険料率は昨年度同様変更はありません。

- 一般拠出金は、平成26年度賃金総額に1000分の0.02を乗じた額を申告・納付してください。

- 年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続の準備はお早めをお願いします。

- 従業員の方の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）への届出が必要です。

- ご不明な点がございましたら、京都労働局・管下労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。



京都府内で実施する職業訓練定員数を決定

—平成 27 年度職業訓練実施計画を策定—

京都労働局、京都府及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部は「国・府一体人づくり事業の実施に関する協定」に基づき、「平成 27 年度京都府職業訓練実施計画」を策定しました。

職業訓練の実施概要は下記のとおりですが、学卒訓練・離職者訓練では、介護系訓練、医療・簿記・一般事務系訓練、IT 系訓練、ものづくり（製造）系訓練等のコース（2 か月～2 年間）があります。職業訓練修了生の採用についてぜひご検討ください。

具体的な実施コース、修了時期等についてはお近くのハローワークにお尋ねください。

平成27年度の京都府内の職業訓練受講定員

（単位：人）

訓練実施主体	京 都 府		京都労働局	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構 京都支部	計
	施設内訓練	委託訓練			
訓練の種類			求職者 支援訓練	ポリテクセンター京都 ポリテクカレッジ京都	
離職者訓練	—	2,547	2,090	713	5,350
在職者訓練	675	—	—	1,450	2,125
学卒者訓練	190 (20)	—	—	55 (55)	245 (75)
計	865 (20)	2,547	2,090	2,218 (55)	7,720 (75)

※（ ）内は、2年訓練コースの2年次の定員で外数

お問い合わせ先 各ハローワークへ

京都府の雇用失業情勢

～平成27年1月以来、3か月ぶりに有効求人倍率が1.1倍台に上昇～

● 平成 27 年 4 月 内容 ●

平成 27 年 5 月 29 日
京都労働局職業安定部

【雇用失業情勢の総括】

雇用保険被保険者数の前年同月比は1.1%増と、増加幅は前月と同水準を維持したものの、一部の地域で減少が続いている。

有効求職者数(原数値)、雇用保険受給者数は減少している。

平成27年4月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.10倍で、前月より0.03ポイント上昇した。

以上のことから、**京都府内の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善していると判断する。**

【求人・求職の動向】

(1) 有効求人数(季節調整値)は、52,116人と前月に比べ1.8%増加する一方で、有効求職者数(同)は、47,391人と前月に比べ0.9%減少した。

(2) 有効求職者数(原数値)は、52,012人で前年同月比2.4%減少した。

新規求職者数(原数値)は、15,117人で前年同月比9.5%減少した。内訳は、一般が9,306人で同12.1%減、パートは5,811人で同5.0%減となった。新規常用求職者(パートを除く)の構成比をみると在職者20.7%、離職者69.6%(うち事業主都合23.4%)、無業者9.8%である。

なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比13.9%減少している。

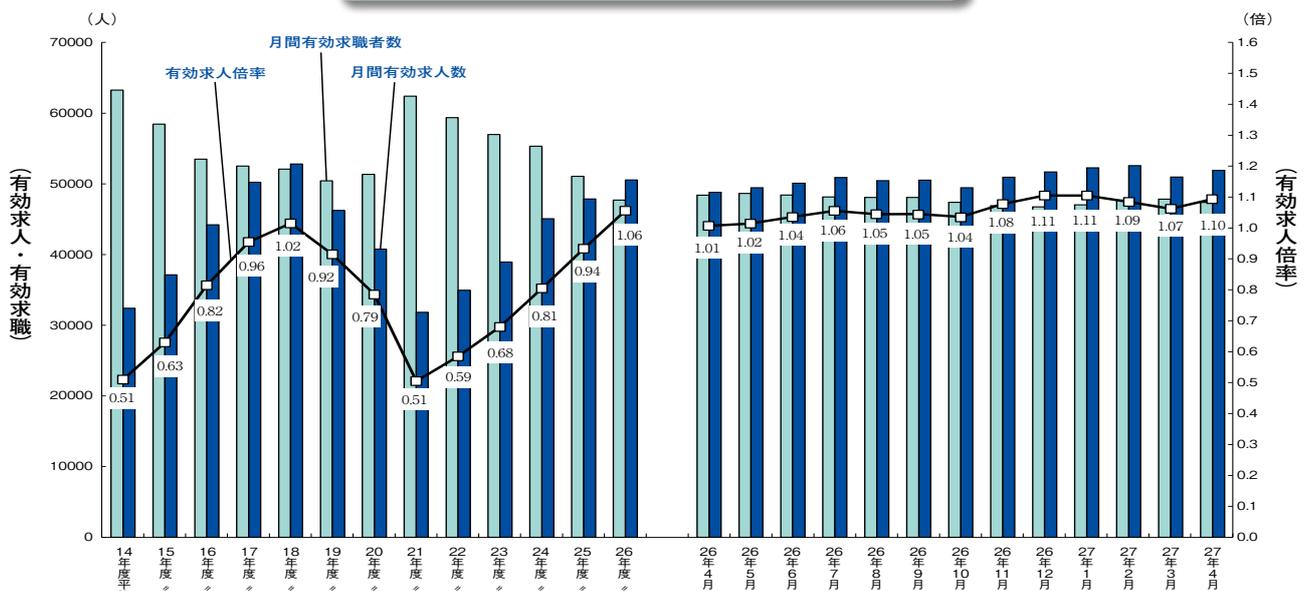
(3) 有効求人数(原数値)は、52,960人で前年同月比5.2%増加した。

新規求人数(原数値)は、19,619人で前年同月比3.9%増加した。内訳は、一般が10,915人で同4.5%増加、パートは8,704人で同3.2%増加した。

新規求人数を主要産業別にみると、前年同月比で増加した産業は、建設業(13.4%増)、製造業(13.5%増)、生活関連サービス業、娯楽業(21.2%増)、医療、福祉(18.1%増)となった。一方、減少した産業は、農、林、漁業(35.3%減)、卸売業、小売業(8.1%減)、宿泊業、飲食サービス業(9.4%減)、サービス業〔他に分類されないもの〕(8.6%減)となった。

(4) 就職件数は、4,167件で前年同月比4.8%減少した。内訳は、一般が2,344件で同2.9%減少、パートは1,823件で同7.2%減少した。雇用保険受給者の就職件数は、851件で同1.8%増加した。

求人・求職・求人倍率の状況



注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成26年12月以前の数値は、平成27年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。